

派遣留学による単位互換制度について

単位互換制度の詳細は、以下の通りです。振替認定と科目認定の2つの認定方法があります。

1. 振替認定

派遣留学中に履修した授業科目の内容及び授業時間数に応じ、本学が開講する授業科目に振替えて単位認定します。

<対象者>

派遣留学から帰国し、留学報告書を提出した学生が対象です。

<認定方法>

4単位科目は1920分以上、2単位科目は960分以上が授業時間数の基準となります。ただし、実習やラボについては960分で1単位が基準となります。

留学先の大学で履修した1科目では本学の1科目（4単位又は2単位）の授業内容や基準授業時間数を満たさない場合は、留学先の大学で履修した2科目以上を組み合わせる単位互換することができます。また、留学先の大学で履修した1科目と、本学の2科目以上を単位互換することも可能です。

<単位の扱い方>

本学が開講する授業科目の単位として、進学要件・卒業要件に算入されます。

<成績証明書の表記>

本学が開講する授業科目名が記載されます。成績は、「E（合格）」と記載されます。

<提出書類>

「単位互換認定願」、「別紙1」、「別紙2」をご提出ください。

また、派遣留学先で履修した科目毎に、「別紙2」と以下の「履修証明書又はそれに準ずるもの」を提出してください。

①講義内容を自分で日本語に要約したもの(A4の用紙1枚程度)

次の内容を必ず盛り込むこと

- ・留学先大学で履修した科目名
- ・総授業時間数(分) = 授業時間数/回 × 授業の回数
- ・講義の概要

②英文成績証明書(成績評価・評価基準の記載されているもの)

③時間割(履修期間・授業時間数の記載されているもの)

④講義要綱(講義内容の記載されているもの)

⑤期間中に提出したレポート等

⑥講義で使用したテキスト等

2. 科目認定

派遣留学中に履修した授業科目の内容及び授業時間数に応じ、本学の授業科目「派遣留学特別講義」として単位認定します。

<対象者>

平成23年12月出発以降の派遣留学生（平成24年度以降の派遣留学生）が対象です。
（派遣留学から帰国し、留学報告書を提出した者）

<認定方法>

授業時間数に応じ、単位を授与します。1単位あたり480分が授業時間数の基準となります。ただし、実習やラボについては960分で1単位が基準となります。

また、平成27年度派遣学生より ECTS (European Credit Transfer System、欧州単位互換制度) による単位換算が可能となりました。ECTS 換算可能な科目については、原則 ECTS を利用することとし、1 ECTS を2/3単位（小数点以下切り捨て）として換算します。

（例） 派遣先取得単位 4 ECTS=2単位 6 ECTS=4単位

<単位の扱い方>

「派遣留学特別講義」が学部教育科目・全学共通教育科目のうち、どこの進学要件・卒業要件に算入されるかについては、別表を参照してください。

※ 学部教育科目及び全学共通教育科目の中から履修する所定の単位数を超える単位は、自由選択の単位として進学要件・卒業要件に算入されます。

<成績証明書の記載>

「派遣留学特別講義（留学先で履修した英文の科目名）」が記載されます。成績は、「E（合格）」と記載されます。

<提出書類>

「単位互換認定願」、「別紙1」、「別紙2」を提出してください。

また、派遣留学先で履修した科目毎に、以下の「履修証明書又はそれに準ずるもの」を提出してください。

①講義内容を自分で日本語に要約したもの（A4の用紙1枚程度）

次の内容を必ず盛り込むこと

- ・留学先大学で履修した科目名
- ・総授業時間数(分) = 授業時間数/回 × 授業の回数
- ・講義の概要

②英文成績証明書(成績評価・評価基準の記載されているもの)

③時間割(履修期間・授業時間数の記載されているもの)

④講義要綱(講義内容の記載されているもの)

※注意・派遣先で外国語を履修した場合

本学のクラス制外国語（初級）と同じ外国語の初級レベルの科目を派遣留学先で履修した場合は、単位互換申請の対象外となります。派遣留学先で履修した外国語のレベルの確認を行いますので、レベルが分かる資料を提出してください。レベルが別の科目と比較されて記載されている場合は、別の科目の講義概要も提出してください。

（例）

- ・ 本学のクラス制外国語（初級）：フランス語
派遣留学先で履修した科目：初級フランス語「Elementary French」 →単位互換申請の対象外
- ・ 本学のクラス制外国語（初級）：フランス語
派遣留学先で履修した科目：中級フランス語 →単位互換申請の対象
- ・ 本学のクラス制外国語（初級）：中国語（フランス語以外）
派遣留学先で履修した科目：初級フランス語 →単位互換申請の対象

3. 振替認定と科目認定について

| | 振替認定 | 科目認定 |
|----------|--|---|
| 認定方法 | 派遣留学中に履修した授業科目の内容及び授業時間数に応じ、本学が開講する授業科目として単位認定します。 | 派遣留学中に履修した授業科目の内容及び授業時間数に応じ、本学の授業科目「派遣留学特別講義」として単位認定します。 |
| 単位の扱い方 | 本学が開講する授業科目の単位として、進学要件・卒業要件に算入されます。 | 「派遣留学特別講義」がどの進学要件・卒業要件に算入されるかについては、別表をご参照ください。 |
| 成績証明書の表記 | 本学が開講する授業科目名が記載されます。成績については、「E(合格)」と記載されます。 | 「派遣留学特別講義(留学先で修得した英文の科目名)」が記載されます。成績については、「E(合格)」と記載されます。 |

※ 振替認定で単位互換申請を行い、不合格の評価だった場合は、科目認定で再度審査することが可能です。希望する方は、別紙1と別紙2の該当欄にご記入ください。

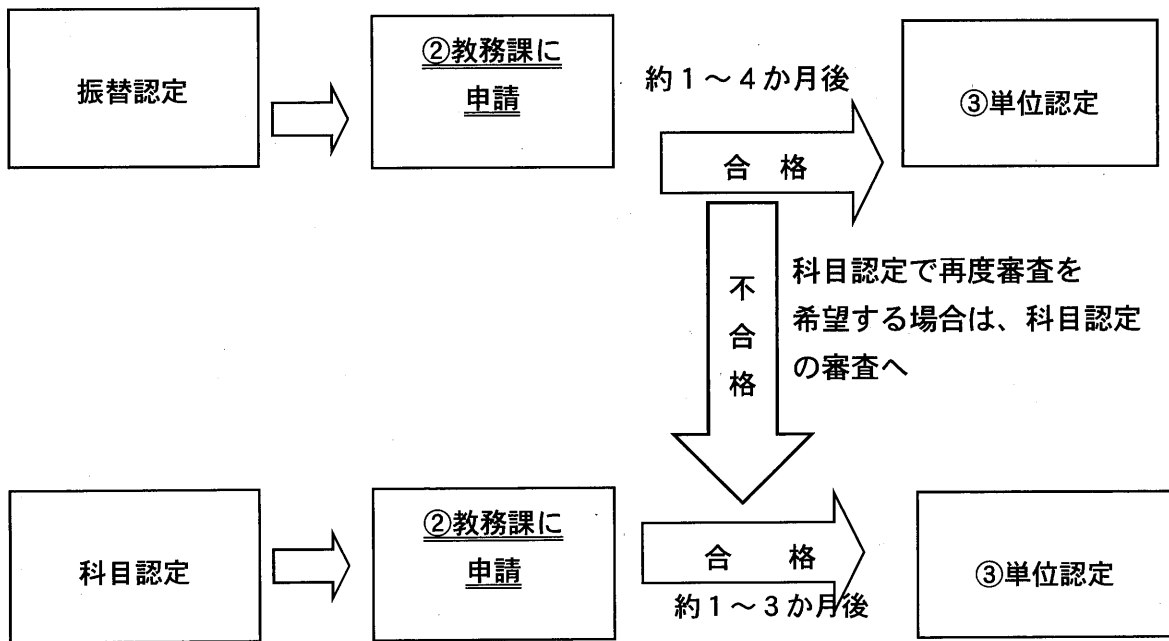
※ 単位互換認定（振替認定及び科目認定）は、本学の科目で60単位の範囲内（国内の他大学との単位互換制度で取得した単位を含む）で行われます。

※ 振替認定の審査には約1～4か月、科目認定の審査には約1～3か月かかります。
（提出時期や提出書類の内容によっては、さらに時間がかかることがあります。）

※ 分からない点がある場合は、教務課教務第二係までお問い合わせください。

4. 単位互換申請の流れ

① 派遣留学帰国後、留学報告書を提出する



平成26年11月
教務課